

見積り合わせに関する公告

次のとおり見積合わせに付します。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日

分任支出負担行為担当官

四国地方整備局

渡川ダム統合管理事務所長 福島 奨

1. 競争に付する事項

(1) 件 名

令和 4 年度 貝ヶ森無線中継所の賃料にかかる不動産鑑定評価

見積 (請) 書に記載 (使用) する件名は「令和 4 年度 貝ヶ森無線中継所の賃料にかかる不動産鑑定評価」とする。

(2) 本件の概要等

本件は、下記対象財産の賃料にかかる不動産鑑定評価を行うものである。

対象財産 高知県宿毛市平田町黒川字北平山 4 8 7 2 - 1 8 地内

・土地 (雑種地)

1 5 1 m²の内 1 0 . 9 2 m²

・建物 (鉄筋コンクリート造 2 階建中継所)

4 0 m²の内 2 . 6 2 m²

詳細は説明書による。

(3) 履 行 期 限

契約締結の翌日から令和 5 年 2 月 1 7 日

(4) 履 行 場 所

四国地方整備局渡川ダム統合管理事務所

(5) 見積の方法

落札決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。) をもって落札価格とするので、見積者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を見積書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4 ・ 5 ・ 6 年度国土交通省競争参加資格 (全省庁統一資格) 「役務の提供等」の C 又は D 等級に格付けされた四国地域の競争参加資格を有する者 (会社更生法 (平成 1 4 年法律第 1 5 4 号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成 1 1 年法律第 2 2 5 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、競争参加者の資格に関する公示 (令和 3 年 3 月 3 1 日付官報) に基づく再申請の手続きを行った者であること。) 又は履行実績等により履行能力に問題ないと認めた者であること。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基

づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）でないこと。

- (4) 不動産の鑑定評価に関する法律第22条に基づく登録を受けている不動産鑑定業者であって、過去5年以内に同法に基づく監督処分を受けていない者
- (5) 下記の要件を満たしていることを証明した者であること。
 - 1) 不動産鑑定業者の事務所（本・支店、営業所等）が高知県内に所在すること。
 - 2) 評価（及び審査）担当不動産鑑定士が豊富な評価経験を有すること。
 - 3) 評価（及び審査）担当不動産鑑定士が過去3年間に評価財産に見合う同種、類似の鑑定評価実績を有すること。
- (2) 及び(5)の提出書面を総じて「証明書等」という。
- (6) 証明書等の受領期限の日から見積書開封の日までの期間に、四国地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 本件に組合等（特別法に基づく協同組合又はこれに類する組織）として証明書等を提出した場合、その構成員は、単体として証明書等を提出することはできない。
- (9) 説明書等の交付を直接受けた者であること。

3. 見積書及び証明書等の提出場所等

- (1) 見積書、証明書等の提出場所及び当該見積に関する問い合わせ先
〒788-0781
高知県宿毛市平田町黒川字櫛ヶ崎山5312-48
四国地方整備局 渡川ダム統合管理事務所 総務課
TEL 0880-66-2501 内線 212
- (2) 説明書を交付する期間、場所
 - 1) 期間 令和 4年11月29日（火）～ 令和 4年12月 9日（金）
 - 2) 場所 上記3.（1）に同じ。
 - 3) 方法 交付の請求は、3.（1）に備え付けの交付申請書に必要事項を記入し請求する方法（その場合の受付時間は9時00分から12時00分及び13時00分から17時00分（なお、閉庁日を除く。）、又は必要金額分の切手を添え、必要な説明書等の種類と申請者の住所氏名を明らかにし請求する方法による。
- (3) 見積書及び証明書等の提出方法、受領期限
見積書及び証明書等は、持参又は郵送（書留郵便に限る）すること。
見積書及び証明書等の受領期限
令和 4年12月 9日（金） 16時00分
- (4) 見積書の開封の場所および日時
 - 1) 場所 四国地方整備局 渡川ダム統合管理事務所 入札室
 - 2) 日時 令和 4年12月16日（金） 10時00分

4. その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 見積者に求められる義務
- 1) 参加を希望する者は、必要な見積書及び証明書等を所定の受領期限までに上記3(1)に示す場所に提出しなければならない。
なお、見積書の開封日の前日までの間において、競争参加資格の確認及び技術審査に必要なため提出した証明書等の内容に関して、分任支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明をしなければならない。
 - 2) 見積者は説明書及び請書(案)を熟読、遵守のうえ見積を行うこと。
- (3) 契約保証金 免除
- (4) 見積書の無効
競争に参加する資格を有しない者のした見積及び証明書等必要な提出書類に虚偽の記載をした者の見積書は無効とする。
- (5) 請書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法
会計法第29条の6の規定に基づく、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積を行った者を落札者とする。
なお、同額の見積価格があった場合は、見積り合わせ執行事務に関係のない職員が「くじ」を引き決定するものとする。
- (7) 落札結果の通知
落札結果は開封日の当日中に落札決定者に通知するものとする。